

## 【政策部長談話】

# 審議不十分の医療・介護総合法の可決、成立に抗議する

2014年6月19日  
大阪府歯科保険医協会  
政策部長 戸井逸美

参議院本会議で18日、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（以下、医療・介護総合法）が、自民・公明両党などの賛成多数により可決、成立した。

医療・介護総合法は、国民の命や健康に密接した19本もの重要法案が一括審議でごり押しされ、衆参両院合わせて僅か55時間程しか審議されていない。審議不十分のまま同法が可決、成立したことは、議会制民主主義の否定と言わざるを得ない。事実、私たちが繰り返し行ってきた国会行動のなかで、与党議員からさえ法律の内容が良く分からないなどの声が出されていた。

それ以上に重要なことは、この医療・介護総合法案は、入院患者を締め出す「病床再編」と併せて介護サービスを削減するなど、必要な医療や介護サービスを提供する国の責任を放棄し、財源の裏づけのないまま地方自治体に押しつけようとするものであり、「医療・介護難民」「老人漂流社会」が深刻化することへの不安が患者や利用者、医療介護従事者だけでなく国民全体に広がっていることである。19法案に含まれる歯科衛生士法、技工士法は審議さえされなかった。

医療・介護総合法は、安倍政権がすすめる消費税増税と社会保障「一体改悪」路線の柱であり、「自己責任の社会保障」の具体化を推し進めるものである。

私たちは、医療・介護総合法の成立に厳しく抗議するとともに、再度、国会に差し戻し、徹底審議の上、廃止にすることを要求する。

経済財政諮問会議で検討されている「骨太の方針2014」では、法人税減税に合わせて社会保障の自然増抑制をうたい、社会保障抑制路線を今後も加速させようとしている。

「社会保障のため」と言って導入した消費税増税は、社会保障の拡充には回さずに、「財源不足」を理由に負担増と給付削減を求め、その一方で法人税減税を進める。このような身勝手な無責任な政治を許すことはできない。

私たちは、全身の健康に大きな役割を果たす口腔保健の担い手として、地域医療において歯科医療提供体制の充実を求める。「診療所から国民の命と健康を守れ」の声を広げて、住民と共に医療・介護制度の改善を進め、憲法25条の生存権保障を全面的に実現するために奮闘する決意を表明するものである。